

安全の手引き

平成30年1月
在エジプト日本国大使館

目 次

安全の手引き

I	はじめに	
II	防犯の手引き	
	1 安全対策の基本的な心構え	2
	2 犯罪発生状況	2
	3 具体的な犯罪の態様及び防犯対策	3
	4 交通事故対策	6
	5 テロ情勢等	7
	6 その他	8
III	緊急事態対処要領	
	1 平素の心構え、準備	10
	2 緊急時の行動	10
	3 緊急事態に備えてのチェックリスト	12
IV	参考資料	
	○ 緊急連絡先等一覧	14
	○ 役に立つアラビア語	15
	○ 安全対策の資料	17

I はじめに

エジプトにおける治安情勢は、2011年1月と2013年6月の政変に伴い、社会・治安状況が不安定化し、デモ及びそれに伴う衝突や主に政府・治安機関等を標的としたテロ・爆弾事件等が多発しました。2014年6月、エルシーシ大統領の就任以後、治安対策も強化され、代議院議員選挙を経て議会在が成立する等、国内情勢の安定化が進み、それに伴い、カイロを含む各地でのデモ及びそれに伴う衝突は減少してきています。

他方、2016年12月にギザ県やカフル・エルシェイク県で起きた警察車両を狙った爆弾事件やカイロ中心部のアッパーシーヤ地区のコプト・キリスト教会を狙った爆弾事件が発生しており、また、2017年4月にタンタ及びアレキサンドリアのコプト・キリスト教会で発生した爆弾テロ、同年11月にシナイ半島北部のビール・エルアブド市のモスクで発生したテロ事件にもあるように、軍や治安部隊・警察等の政府機関や教会・モスク等を狙ったテロ事件等が散発的に発生しています。

また、近年、シリア、チュニジア及びバングラデシュにおいて日本人が殺害されたテロ事件や、パリ、ブリュッセル、イスタンブール、ジャカルタ等でテロ事件が複数発生しています。このように、世界の様々な地域でイスラム過激派組織によるテロがみられるほか、これらの主張に影響を受けたものによる一匹狼（ローンウルフ）型等のテロが発生しており、日本人、日本権益が標的となり、テロを含む様々な事件の被害に遭うおそれもあります。

自然災害も含めた緊急事態を想定した備えを行っておくことが必要です。

II 防犯の手引き

1 安全対策の基本的な心構え

気候、風土、文化、習慣、治安状況が日本と異なる海外では、日本と異なった危険があり、予想もしない事件や事故に巻き込まれる可能性があります。現地の治安状況や犯罪の傾向や手口、法律や習慣を事前に承知しておくことで、事件、事故の被害を未然に防ぐこともできます。海外においては、現地に関する十分な知識を持ち、「ここは日本ではない」という意識を常に保つとともに、「自分の身は自分で守る」という高いレベルの防犯意識が必要となってきます。

2 犯罪発生状況

カイロ等主要都市の市街地では、これまでも強盗やひったくりなど、態様によっては生命に危険が及ぶおそれのある事件や、地下鉄車内、観光地等でのすり、置き引きが発生していましたが、特に2011年の「1月25日革命」以降は、誘拐、自動車強盗や住居侵入盗、銃器を使用した犯罪といった、これまでエジプトではあまり発生していなかったような類の犯罪も発生するようになりました。

女性に対する性犯罪は、観光地、混雑した公共交通機関内での痴漢を始め、外国人

に対する婦女暴行被害も発生しています。この種の犯罪は、一般に潜在化しやすい傾向にあり、相当な数に上るものと考えられます。

その他、偽警察詐欺、親切を装って金銭を騙し取る詐欺、観光地の案内サービス等で著しく高額な料金を請求する事案もあります。

3 具体的な犯罪の態様及び防犯対策 (エジプトを含む在外における事例)

(1) 住居の防犯

日本人の多くが入居している「フラット」の玄関ドア錠前の鍵は、通常複数あることから、確実な管理が必要です。

警察や保健当局と偽ったり、ガス機器等の各種検査を装って住宅への侵入を図った事例もあります。

〈対策〉○入居の際は新しい錠前に交換し、可能な限り2種類つける。

在室中はチェーン錠をかけておく。

○鍵の管理を厳重にし、紛失した場合は錠前ごと新しいものに交換する。

○インターホン、ドアスコープで必ず相手を確認してから対応する。

○使用人、門番等へは、必要以上に長期不在期間等の情報を伝えない。

(2) 自動車強盗

女性が郊外の幹線道路を運転・走行中、後続車両に接触され、運転者が事故確認のため路肩に停車、降車するや後続車両の同乗者が素早く前車両運転席に乗り込み2台で逃走、乗り逃げされた車両に、子どもが乗車していたものの、間もなく発見保護されたとの事例があります。

また、早朝に住宅街を走行中の邦人の車両が、突然脇道から出てきた不審車両に執拗な追跡を受けた事例もあります。

〈対策〉○乗車中はドアをロックし、窓を閉める。

○深夜、早朝等通行車両の少ない時間帯、通行量の少ない道路の走行を避ける。

○接触された場合、不審車両、不審者からの停車要求には応じない。停車せざるを得ない場合は、人通りが多い場所や警察官がいる場所に移動する。

(3) 路上強盗

歩行中、前方から近づいた男性が被害者の手を掴み、片足を踏んで動きを封じ込めたうえで金銭等を要求、断るとナイフ様のものを腹部に突きつけ、頭突きをするなどの暴行を加えたという事例があります。また、ストリートチルドレンからの物乞いを断った男性が殴打された事例もあります。

〈対策〉○夜間、人通りの少ない地域への単独外出は控える。

○不審な若者やホームレス風の者達がたむろしている場所は避けて通行する。

○大声で、周囲の人に助けを求める。

○相手が凶器を所持していたり、複数である場合等、無理に抵抗せず、生命、身体の安全を最優先する。

(4) タクシー運転手による強盗等

単独で乗車時のタクシー運転手による強盗の事例があります。

また、タクシーのトランク内に荷物を積載して乗車後、出発間もなく、運転手からエンジントラブルが発生したので車両を後ろから押して欲しいと頼まれたため、降車したところ、荷物をトランクに積載したままタクシーが逃走したという事例があります。

- 〈対策〉○声をかけてきたタクシーは利用しない。
○早朝、深夜における利用や単独での利用は避ける。
○必ず後部座席に座る（助手席には座らない）。
○貴重品は、トランク等に積載せず、身から離さない。
○車両トラブル時は、可能な限り運転手が降車後に降車する。
○相乗り者が現れた場合、直ちに降車する。

（５）ひったくり

歩行中、後方から近づいてきた二人乗りオートバイの男性にバッグをひったくられたり、ひったくられそうになった際にバッグを手放さなかったため、体ごと引きずられて怪我を負った事例があります。街頭で携帯電話を使用している際に、これを奪われる事案も発生しています。

- 〈対策〉○バッグを持ち歩く場合、たすき掛けよりも、体の前に抱え込むように持つ。
○通りを歩行中は、車道と反対側にバッグを持つ。
○スマートフォンを含め、高額なものは露出させずにポケット等にしまっておく。

（６）すり

背中にチョコレートがついていると親切を装い近づいて来た２人組の男にズボンの後ポケットから財布を抜き取られたり、路上や電車内にて刃物でバッグを切り裂かれて財布を盗まれたり、子どもに囲まれ話しかけられた隙に所持品をすり取られたりする事案が発生しています。

観光地で写真撮影や買物に集中している間に、バッグから財布や旅券を抜き取られ、時間経過後に気が付いたという事例もあります。

- 〈対策〉○トートバッグのような口の締まらない形状のものは避ける。
○現金、貴重品は、可能な限り分散して携行する。
○高額なものを持っていると思わせることはしない。

（７）置引き

空港、ホテルのロビー、レストラン、考古学博物館の中庭等の不特定多数の者が出入りする場所のほか、長距離バスや鉄道で移動中に被害に遭った事例があります。

- 〈対策〉○所持品は身から離さず、やむを得ず手を離しても体に触れるように置く。
○長距離バス及び鉄道では就寝中、仮眠中の被害に注意する。
○グループで行動する場合も、貴重品の管理は自分自身で行うようにする。

（８）車上狙い

夜間に長時間路上駐車していた車両の窓ガラスを割られ、車内積載物を盗られたり、レストランで食事のため短時間駐車していた間に同様手口により、車内から盗難に遭った事例があります。

- 〈対策〉○車両は、可能な限り屋内または管理人がいる場所に駐車する。
○車両から離れる際は貴重品を車内に置かない。また、特に車内の窓から見える場所に、カバンや荷物を置いておかない。

（９）女性に対する犯罪、嫌がらせ

単独で歩行中の女性が男性に体を触られたり、追いかけられたりする事案があります。当地では、特に外国人に対しては、これらの犯罪に対して罪悪感が比較的低いこともあり、商店、大型商業施設、路上、タクシー、地下鉄やバスのような公共

交通機関の中などの公共の場所であっても、時間帯を選ばず、犯行が行われているのが現状です。

〈対策〉○外出時は、目立たないように肌の露出を避けた服装を心がける。

○夜間や人通りの少ない場所での独り歩きは避ける。

○声をかけてくる見知らぬ者には十分注意する。場合によっては対応をせず、その場を離れる。

○女性・子どもだけでタクシー等に乗車することも可能な限り避ける。

(10) 薬物犯罪

エジプトでは、覚せい剤等の薬物に関する犯罪に対して、死刑を含む厳しい刑罰を設けています。薬物には自ら手を出さないことはもちろん、誘われても所持したり、使用することのないようにしてください。

気づかないうちに「運び屋」とされる際には、他国の友人に届けて欲しいなどと言われて、他人から中味の不明なスーツケース等を渡される事例が考えられます。

〈対策〉○薬物には絶対に手を出さない。

○見知らぬ人からの荷物、中味の不明な他人の荷物は預からない。

(11) 詐欺

ア 飼い犬・猫等ペットの輸入手続きに関し、動物病院を訪問し、次いで獣医師の来診を利用した後に、前払いにて費用を支払ったが、後日受領予定だった血液検査結果等の証明書類が発行されないままになり、獣医師との唯一の連絡手段であった携帯電話も不通になってしまった事例があります。

また、動物病院が血液検査等を検査機関に委託することなく偽造した検査結果証明書を発行したり、これら行為の発覚や苦情を避けるために短期間で移転を繰り返して営業する手口もあるようです。

〈対策〉○携帯電話が唯一の連絡手段となっているところは避ける。

○獣医師資格を確認し、訪問診療利用の場合、常に病院の所在や営業実態も確認しておく。

○幅広く利用者情報を収集し、複数の病院の料金や対応ぶり等を確認、比較検討して選択する。

○検査結果証明書に記載された検査機関に事実照会する。

イ 住居に来訪した者達が、アラビア語で記載された書類又は身分証を提示し、関係当局からの派遣を装って一方的に室内の配水管清掃や消毒作業等を行った後、高額な金銭を要求する事例があります。また、モガンマア（入管事務所が所在する合同庁舎）において査証関係の手続きを行った際、窓口外側で様子をうかがっていたと思われる男性から、警察幹部の知り合いに頼んで、実際は数日かかる手続きを当日中に完了する口利きができる旨を申し向けられ、言い値の現金を手渡すと男性は立ち去ったまま戻って来なかった事例があります。

〈対策〉○アラビア語が理解できる場合、身分証や訪問者の所属等を十分確認する。

○アラビア語を理解できず意思疎通ができない場合、もしくはアラビア語が理解できても確信が持てない場合、断るか、自宅では、大家、門番等に来てもらうなどして、一人で対応をしない。

○法手続は正規に行い、不適当な口利きの誘いは受けない。

(12) 偽警察官

薬物事件の捜査として職務質問や所持品検査を装い、所持品から現金、携帯電話等を抜き取る、または奪うという事例があります。

〈対策〉○身分証明書の提示を求める。

○所持品を相手に近づけない。

○相手が車両利用の場合は、ナンバーを控える。

○周囲の人に協力を求める。

(13) 誘拐

2011年以降、身代金目的の誘拐事件発生が時折報じられています。また、2015年7月にクロアチア人が誘拐され、その後殺害された事案も発生しています。これまで日本人が被害に遭った報告例はありませんが、注意を払うことが重要です。

(14) 警察への届出

万一、犯罪被害にあったら、すぐに事件発生地を管轄する警察に届けるようにしてください。アラビア語のみ解する警察官も多いことから、信用できるエジプト人や友人を伴って、またはアドバイスを受けて届けることも一つの方法です。

(15) 地方等での心得

主要都市以外の地方では、市街地での警察官の配置数が少なくなり、さらに地理的環境から、警察への届出や警察による事件現場への臨場も困難になります。首都圏や主要都市を離れる際は、より一層の防犯に努め、スケジュールや居場所を知人に知らせておいたり、緊急時の連絡先を確認するなどの事前措置をおすすめします。また、主要都市であっても、犯罪多発地帯は点在しています。事前に安全性を調べることなく、興味本位で各地を巡ることは避けてください。

(16) 国際結婚を巡るトラブル

近年、エジプト人との婚姻やエジプト人との間の子どもの出生にかかる届出が多くなっています。

多くの方が幸せな生活を送られていますが、宗教、文化、言葉の違い等から離婚に至るケースもあり、煩雑な手続きやその過程において多くの時間や費用を費やすこととなったり、子どもの親権を巡って争いに発展する事例も生じてきています。

特に子どもについて、相手方の承諾が無いまま日本へ連れて帰国することができない場合(※)がありますので注意が必要です。

(※)エジプトでは、監護権がないと裁判所に認定された親は、自分の子どもであっても国外に連れ出すことは刑罰の対象となる可能性があります。他国の例ですが、子どもを誘拐した犯罪被疑者として、居住していた国へ再入国した際に逮捕されたり、国際手配されたりする事案も発生しています。

また、未成年の子どもに係る日本国旅券の発給申請に際しては、両親双方の合意確認がされてからとなりますので、大使館では、旅券申請書「法定代理人署名」欄への署名に併せて、もう一方の親権者が作成(自署)した「旅券申請同意書」の提出をお願いしています。

4 交通事故対策

(1) エジプトの交通事情

エジプトにおいては、道路、車両等の交通状況、交通秩序や安全に対する国民の意識は日本と大きく異なっています。

車両が関係する交通事故は、主要都市の市街地、都市間の幹線道路等を含め、場

所や時間を問わず発生しています。特に幹線道路で発生する交通事故では、車両が横転して一度に多くの死傷者が発生するような深刻なケースが多くなっています。

エジプトでは、速度超過、無理な割り込みや突然の車線変更、逆走、車間距離不保持、過積載、夜間のライト不点灯、オートバイによる車両間すり抜け等が頻繁に見られ、歩行者による突然又は暗闇での道路横断、車両の整備不良、劣悪な路面状況も交通事故の発生が多い原因と考えられます。

事故を起こさない、又は巻き込まれないためにも、周囲の車両や運転手の動向に注意し、自ら防衛に努めてください。

また、任意保険制度が浸透しておらず、ほとんどの車両が未加入と考えられるため、交通事故の被害者となった場合でも、相手方から十分な補償を得ることは困難な状況です。

(2) 交通事故遭遇時の対応

日本人は車両同士、または人と車両が少しでも接触した場合、交通事故ととらえますが、エジプト人の間では、軽い接触や車両の擦過傷程度では、交通事故に含まれないとの認識があるように思われます。

そのためか、人の死傷が伴わない事故の際には、相手方が現場からそのまま或いは主張のみして立ち去ってしまうことがあるので、車両情報（番号、車種等）、運転手情報（氏名、連絡先等）を記録してください。

万一、交通事故を起こして相手方に負傷がある場合は、救急車を呼ぶ等応急処置をするなどの対応が必要です。ただし、過去には外国人が現場で多くの野次馬に囲まれて袋だたきの状態になったり、地方で子どもを轢いてしまい現地の人々に復讐として重傷を負わされた例などがあり、状況によっては自分自身の安全に留意しなければならないことがあります。身の危険を感じる場合は、最優先に警察へ通報するか、最寄りの警察署に赴いて事故を届け出てください。

警察への届出は、以後の事故の補償手続きに必要となったり、不当な刑事罰を科せられないためにも必要です。

5 テロ情勢等

(1) 最近のテロ情勢

2011年1月と2013年6月の政変に伴い、社会・治安状況が不安定化しましたが、2014年6月、エルシーシ大統領の就任以後、治安対策も強化され、代議院議員選挙を経て議会が成立する等、国内情勢はほぼ安定してきています。

他方、2016年12月にギザ県やカフル・エルシェイク県で起きた警察車両を狙った爆弾事件やカイロ中心部のアッパーシーヤ地区のコプト・キリスト教会を狙った爆弾事件が発生しており、また、2017年4月にタンタ及びアレキサンドリアのコプト・キリスト教会で発生した爆弾テロ、同年11月にシナイ半島北部のビール・エルアブド市のモスクで発生したテロ事件にもあるように、軍・治安部隊、警察、教会及びモスク等を狙ったテロ事件等が散発的に発生しています。

2014年11月10日には、シナイ半島を拠点とするイスラム過激派武装組織「アンサール・ベイト・アルマクディス (ABM)」がイスラム過激派組織 ISIL (イラク・レバントのイスラム国) に忠誠を誓う声明を発出し、現在は「ISIL シナイ州」と称して、主にエジプト治安機関を対象として爆弾事件を引き起こすなどの活動をしています。

爆発事件の現場や直近に居あわせた場合には、被害を最小にし、二次的被害を被らないように周囲に注意しつつ、速やかに現場から離れてください。また、軍・警察・司法その他の政府関係機関の施設・車両等には近づかないようにするとともに、教会やモスク、不特定多数の人が集まる場所に近づくことは必要最小限にする等、不測の事態に巻き込まれないための措置をとってください。

(2) デモ・集会の発生状況等

カイロを含む各地のデモ及びそれに伴う衝突は減少してきています。

他方、デモ・集会等に関連する暴力的事象や混乱は突発的に発生しますので、デモ・集会や群衆に遭遇した場合は近づかず、速やかにその場から離れてください。

6 その他

(1) 入国ビザの取得

日本とエジプトの間にはビザ免除の取極めが無いため、エジプトの入国にはビザの取得が必要です。入国ビザは、事前に在日エジプト大使館で取得する又はカイロ空港等到着時に取得する（滞在許可1か月、手数料25米ドル）必要があります。

なお、エジプト外務省は、2015年5月15日から個人の観光旅行者について、空港でのビザ交付を取り止め、事前に各国のエジプト大使館でエジプトビザを取得してくる必要がある旨の発表をしましたが、2018年1月現在、当該措置は導入されておらず、空港等到着時に取得可能です。導入時期については発表されておらず、今後の動向に注意が必要です。

外交・公用旅券所持者は入国目的に関わらず、日本又は居住国等にてビザを事前取得してから到着する必要があります。空港や国境での到着時ビザの取得ができず、エジプト当局により入国も認められていません。

また、イスラエルからエジプト・タバへ陸路入国する一般旅券所持者は、国境でシナイ半島のみ滞在可能の許可が発出される場合がありますが、他の地域に行けない等のトラブルの原因になりますので、ビザを事前に取得することをお勧めします。

長期滞在者は、既に取得済みの滞在許可、再入国ビザの有効期限にも注意してください。

(2) 身分証明書の携帯

エジプトでは、パスポートなど身分証明書の携帯が必要とされています。外出時には身分を証明する書類またはそのコピーを携帯してください。

街頭で警察官等から身分証明書の提示を求められた場合、偽警察官による詐欺被害等防止のため、必要により相手方の身分証明書を確認するなどの対応をしてください。

(3) 写真撮影禁止場所

エジプトでは、軍事関連施設の写真撮影が禁止されています。それら施設は市街地にも存在するので注意が必要です。街頭にある軍装甲車等の写真を撮影していたところ、当局に拘束され、強制的に退去させられた事例もあります。警察施設やデモ・集会等の警備状況の写真撮影も控えてください。

撮影が許されている観光地でも、人を被写体として撮影する場合は、相手方の事前了承を得るなどマナーある行動をお願いします。

(4) 古美術品の持ち出し

文化財（特に古美術品、遺跡からの出土品等）及び一部の化石の国外持ち出しは厳しく制限されています。これらを持ち出す場合には、考古庁から営業許可を受けた古美術商から購入し、出国の際は、古美術証明を税関に提出する必要があります。

（５）エジプトポンド及び外貨の持ち出し

エジプトポンド及び外貨のエジプト国外への持ち出し及び国外から国内への持ち込みについては、エジプトポンド5,000ポンド、外貨10,000米ドル相当に制限されています。

（６）水の事故

シャルム・エル・シェイク、ハルガダ等の紅海沿岸では、ダイビングやシュノーケリングを楽しむことができますが、外国人が溺れたり、鯨による被害に遭う事故も発生しています。遊泳は決められた区域で、ダイビングは信頼できるインストラクターのもとで行うなど、安全には十分配慮してください。

Ⅲ 緊急事態対処要領

1 平素の心構え、準備

(1) 事前の準備

海外における在留邦人の皆様の安全な生活を脅かすものとして、テロ、暴動、内乱、クーデター、大規模自然災害、大規模事故等が考えられます。こうした緊急事態はその発生を予想することが非常に困難です。緊急事態に備え、携行品等の準備をしておくと共に、家族の間や会社内で緊急時の連絡方法や対応要領等について予め話し合っておくことが重要です。

(2) 所在の明確化

平素より家族、同僚又は知人に対して自分の所在や予定を明らかにするよう心がけてください。

(3) 情報入手手段の確保

平素より当地の新聞、テレビ、インターネット、同僚、現地職員、私的使用人等を通じて治安情報を入手できるようにしてください。大使館では在留邦人の皆様に対し、大使館ホームページやEメールにより各種情報をお知らせします。

大使館ホームページアドレス：<http://www.eg.emb-japan.go.jp/j/index.htm>

(4) 在留届の提出

当国に3か月以上滞在を予定されている邦人の方は、緊急時の連絡などに必要ですので、到着後延滞なく在エジプト日本国大使館に「在留届」を提出してください。また、住所その他の届出事項に変更が生じたとき、又は日本への帰国や他国に転勤する（一時的な旅行は除く）際には、必ずその旨を届け出してください。在留届の届出は（ORRネット、<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet>）による登録をお勧めしますが、電話やFAX、Eメールによる連絡でも結構です。連絡先は、14ページ「緊急連絡先等一覧」を参照ください。）。

(5) たびレジへの登録

在留届の提出義務のない3か月未満の短期滞在の方（海外旅行者・出張者含む）は外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録をお願いします（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）。「たびレジ」に渡航期間・滞在先・連絡先等を登録すると、滞在先の最新の安全情報がメールで届き、緊急時には在外公館からの連絡を受けることができます。安全情報の受け取り先として、家族・同僚等のメールアドレスも追加登録できますので、併せてご活用ください。

(6) 一時退避場所の検討

常日頃から最新の情報を収集し、特に外出時は周囲の状況に注意を払うとともに、危険な場所には近づかないことを心がけてください。取り敢えずの避難場所について、自分が今どこにいるか（勤務先、通勤途上、自宅等）、どのような事態に巻き込まれそうか等を予め想定して、具体的な場所を検討しておいてください。

2 緊急時の行動

(1) 緊急時の基本的心構え

ア 緊急事態発生の際には、早めに国外へ避難することが最良の安全対策になります。特にご家族を同伴されている邦人家庭については、ご家族を早めに出国させるようにすると安心できます。

イ 緊急事態発生に際しては、お互いに助け合って対応することが重要です。そのため、大使館や日本人会等から在留邦人の皆様に種々のお願いをすることもあります。

ウ 平静を保ち、流言飛語に惑わされたり、群衆心理に巻き込まれることのないよう注意してください。

(2) 情報の把握

ア 緊急事態発生または発生の恐れがある場合、大使館は邦人保護に万全を期すため、情報収集、情勢判断及び対策の決定を行い、大使館ホームページ、Eメール、日本人会緊急連絡網等を通じて随時連絡を行います。

イ 緊急事態が発生した場合、短期渡航者については、当地で邦人旅行客を扱う旅行会社等を通じて邦人の安全確認や情報提供を行います。

特に個人旅行者に関しては、宿泊施設を通じた連絡により、邦人の安全確認や情報提供を行います。

ウ 電話回線が使用できない場合には、大使館からのFM放送（FM波）または海外放送（ラジオジャパン、短波）、NHK衛星放送（テレビ）を使って必要な連絡や情報の提供を行うことがありますので、FM波及び短波が受信可能なラジオ及び電池を予め備えておいてください。

(a) 大使館緊急FM放送

90.2MHz

（緊急事態で電話回線が使用不能の場合など、真に緊急時のみ放送します。）

(b) NHK衛星放送（日本語及び英語によるテレビ放送、24時間放送）

(c) NHK海外放送（NHKワールド・ラジオ日本、短波による日本語放送）

周波数は定期的に変更されますので、ラジオジャパンのHPアドレス：

<http://www.nhk.or.jp/rj/>（ニュースや海外安全情報を聴くことができます。）

でご確認ください。

(3) 大使館への通報等

ア 緊急事態発生時には、在留邦人の安否の確認及び治安状況、被害状況等を正確に把握して対応することが大事であり、在留邦人の皆様からの情報は大変貴重です。現場の状況等有用と思われる情報を入手された方は、大使館へお知らせくださるようご協力をお願いします（連絡先は、14ページ「緊急連絡先等一覧」を参照ください。）。

イ 自分や家族または他の邦人の生命、身体、財産に危害が及ぶ時、または及ぶおそれがある時は、速やかにかつ具体的にその状況を大使館にお知らせください。

(4) 国外への退避

ア 緊急時避難先

緊急事態発生の状況に応じて、大使館より緊急時避難先への集結をご案内することがあります。大使館が指定する緊急時避難先は次のとおりですので、同避難先の位置を確認し、そこに至るルートを複数検討しておいてください。

- ・ 在エジプト日本国大使館(81 Corniche El Nile Street, Maadi, Cairo)
- ・ 日本大使公邸(5 Ahmed Pasha Street, Garden City, Cairo)
- ・ カイロ日本人学校(Nazlet El Batran El Ahram, Giza)
- ・ カイロ日本人会事務所(7 Aziz Osman Street, 5th Floor Flat15, Zamalek, Cairo)

緊急時避難先へのルートに安全上の問題がある場合には、より安全な代替ルートを使うか、到達可能な避難先へ集結してください。

イ 退避勧告の発出

大規模な緊急事態により治安や生活環境が極度に悪化し、国外への退避が必要と

なることがあります。そのような場合には、大使館では「退避を勧告します」という渡航情報を発出します。同渡航情報は当国に滞在している全ての邦人の方々に、速やかに滞在地から安全な国への退避を勧告するものです。

ウ 大使館等への連絡

事態が悪化し、自己または派遣先の会社等の判断により、あるいは大使館の指示を受けて自発的に帰国または第三国へ退避する場合は、その旨を大使館に通報してください。大使館への連絡が困難である場合は、退避後でも構いませんので、日本の外務省海外邦人安全課に通報してください。

エ 早期国外退避の実施

大使館が退避勧告を発出した場合、一般商用機が運行している間は、それを利用し可能な限り早急に国外に退避してください。臨時便を含む一般商用機の運行が停止した場合、あるいは満席で座席の確保が困難な場合には、チャーター機や、状況によっては海上のルート利用による退避方法の可能性があります。その場合は大使館の案内に従ってください。なお、日本政府が手配するチャーター機の利用のためには、通常、片道エコノミー料金の支払い（※後日支払い）が必要となります。

オ 非常用物資の携行

事態が切迫し、大使館から退避のための集結について案内し、緊急時避難先に集結された場合、しばらくの間、同避難先で待機する必要がある場合も想定されますので、可能であればチェックリストを参考にして非常用物資を持参してください。他方、緊急時には自分の家族の生命、身体の安全を第一に考え、携行荷物は必要最小限にしてください。

カ 国外退避ルート

集結場所からの国外退避ルートは、大使館において検討することになります。

3 緊急事態に備えてのチェックリスト

(1) 旅券

- 常時6か月以上の残存有効期間があることを確認しておいてください。
- 1年以下の場合には大使館にて新規旅券への切替発給申請が可能です（大使館領事部窓口は日曜日から木曜日の午前9時から午後4時まで（ラマダン期間中は午前9時から午後2時まで）開いています。）。
- 旅券の最終ページ「所持人記載欄」には、連絡先等を記入しておいてください。
- エジプト滞在許可は、常に有効なものとしておいてください。

(2) 現金及び貴重品（貴金属、預金通帳、クレジットカード等）

- 旅券同様に直ぐ持ち出せるよう保管しておいてください。
- 現金は家族全員が10日程度生活出来るだけの費用及びノーマル航空券購入費用をドルで、当座必要なエジプト貨で用意しておくことが望ましいです。

(3) 自動車の整備等

- 自動車をお持ちの方は、いざという時のために日頃から整備しておくよう心がけてください。
- 燃料は常時十分入れておくよう心掛けてください。
- 車内には、常時、懐中電灯、地図、ティッシュ等を備えておいて下さい。
- 自動車をお持ちでない方は、可能な限り、近くに住む自動車をお持ちの方と平素から連絡を取り、必要な時には同乗させてもらえるよう相談しておいてください。

(4) 携行品

避難場所への移動を必要とする事態に備え、旅券、現金、携帯電話、貴重品等に加え、次の携行品を備えておき、直ぐに持ち出せるようにしておいてください。

- 衣類、着替え（長袖、長ズボンが良。行動に便利で特に人目を引くような華美ではないもの。吸湿性、耐暑性に富む素材が望ましい）。
- 履物（行動に便利で靴底の厚い頑丈なもの）
- 洗面用具（タオル、歯磨きセット、石鹸等）
- 非常用食料等

しばらく自宅待機する場合も想定して、米、調味料、缶詰類、インスタント食品、粉ミルク等の保存食及びミネラルウォーターを家族全員で10日間程度生活できる量を準備しておいてください。自宅から他の場所へ避難する際には、この中から缶詰類、インスタント食品、ミネラルウォーターを入れた水筒（できれば大型のもの）を携行して下さい。

- 医薬品
家庭用常備薬の他、常用薬、外傷薬、消毒用石鹸、衛生綿、包帯、絆創膏等
- ラジオ
ラジオジャパン、BBC等の短波放送と大使館のFM放送が受信できる電池式で携帯できるもの。電池の予備も忘れないようにしてください。
- その他
懐中電灯、予備電池、ローソク、マッチ、ナイフ、缶切り、紙食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具等

IV 参考資料

緊急連絡先等一覧

○在エジプト日本国大使館

住所：81 Corniche El Nil Street, Maadi, Cairo

電話：（02）25285910／FAX：（02）25285905

Eメール：ryoji@ca.mofa.go.jp

※ 大使館閉館時（金曜、土曜、平日夜間等）に緊急連絡が必要な場合、大使館電話番号から音声メッセージに従い「123」番を押すとオペレーターに接続されます。

○外務省海外邦人安全課（東京）

電話：＋81-3-3580-3311（外務省代表）

＋81-3-5501-8160（直通）

○エジプト政府機関（オペレーターがアラビア語しか解さない場合が多い。）

警察：122（日本の110番に相当）

観光警察：126（観光地、ホテル等における被害等）

消防：180

救急：123

○子どもに関する緊急援助（National Council for Childhood and Motherhood）

電話：16000

○医療機関

大使館ホームページ：http://www.eg.emb-japan.go.jp/j/egypt_info/health/index.htmにて、エジプト医療情報とともに、外国人の利用が多い病院、専門医等をご紹介しますので参照ください。

○大使館緊急 FM 放送周波数

「90.2MHz」 ※2011年4月から周波数が変更されています。

（緊急事態で電話回線が使用不能の場合など、真に緊急時のみ放送します。）

役に立つアラビア語

【挨拶・基本単語】

おはよう	SABAH EL KHEIR	サバーハル・ヘイル
こんばんは	MESAA EL KHEIR	マサーアル・ヘイル
おやすみなさい	TESBAH ALA KHEIR	テスバハ・アラー・ヘイル
ようこそ	AHLAAN	アハラン
さようなら	MA ASALAMA	マアッサラーマ
ではまた	HASHOFAK TANI	ハシューファック・ターニイ (See you again)
ありがとう	SHOKRAN	ショクラン
どういたしまして	AFWAN	アフワン
いくらですか?	BEKAM?	ビカム
これ下さい (男)	ANA AAWAZ DI/DA	アナ・アーウイズ・ダ
" (女)	ANA AAWAZA DI/DA	アナ・アーウエザ・ダ
～ありますか?	ANDAK ~?	アンダック～?
よい (Good)	KUWAYES	クワイエス
非常によい (Very good)	KUWAYES AWI	クワイエス・アウイ
よくない (No good)	MESH KUWAYES	ムシュ・クワイエス
高すぎる	GHALI AWI	ガーリー・アウイ
見てるだけです	ANA BATFARAG BAS	アナ・バトファラッグ・バス
問題ありません (No problem)	MAFISH MOSHKELA	マフィーシュ・ムシュケラ
少し	SHUWAIYA	シュワイヤ
はい/いいえ	EYWA/LAA	アイワ/ラー
来なさい (Come)	TA ALA	タアーラ
あっちに行け (Go)	ROUH/IMSHI	ローフ/イムシー
待ちなさい (Wait)	ESTANNA	イスタンナ
どうぞ (Please)	ET FADDAL	イトファッダル
すみません (Excuse me)	MEN FADLUK	ミン・ファドラック
	LAO SAMAHT	ラウ・サマハト
すみません (I'm sorry)	ANA AASEF	アナ・アーセフ
いいえ、結構です (No, thank you)	LAA, SHOKRAN	ラー・ショクラン

【緊急時】

助けて	EL HAONI	エル・ハウニー
泥棒	HARAMI	ハラミー
泥棒をつかまえて	EMSIK HARAMI	イムシク・ハラミー
火事だ	HAREK	ハリーク
(タクシーの運転手に)		
急いでくれ	BISORAA	ビソラア
まっすぐ	ALA TOUL	アラトゥール
右へ	KHOSH YEMIN	ホッシュ・ヤミーン
左へ	KHOSH SHEMAL	ホッシュ・シマール
ゆっくり	BESHWASH	ビシュウィーシュ
止まってくれ	WAIF HENA	ワウィフ・ヘナ
Uターンしてくれ	LEF W ERGAA	レフ・ワ・エルガア

【場所】

ホテル	FONDOK	フンドク
病院	MOSTASHFA	ムスタシュファー
医者	DOKTOR	ドクトール
歯医者	DOKTOR ASNAAN	ドクトール・アスナーン
レストラン	MATAAM	マトアム
大使館(日本大使館)	SEFARA (SEFARA AL YABAN)	スィファーラ(スィファーラ・アル・ヤーバーン)
警察署	NOKTET SHORTA	ノクテト・ショルタ
	ISSM SHORTA	エスム・ショルタ
警察官	SHORTI	ショルティー
郵便局	BOSTA	ボスタ
	MAKTAB BAREED	マクタブ・バリード
空港	MATAR	マタール
鉄道駅	MAHATETOL ATR	マハッタトル・アトル
バス停留所	MEHATETOL OTOBIS	マハッタトル・オトビース
トイレ	HANMAM	ハンマーム

【疑問詞】

何 (What)	E	エー
いつ (When)	EMTA	エムタ
どこ (Where)	FEN	フェーン
どの (Which)	AY WAHED	アイイ・ワーヘド
どのように (How)	EZZAY	イッザーイ

【食料品】

パン	AISH	エーシュ
魚	SAMAK	サマク
肉	LAHMA	ラハマ
米	ROZ	ロズ
牛乳	LABAN	ラバン
ジュース	ASIR	アスィール
水	MAYYAH	マイヤ
ミネラル・ウォーター	MAYYA MAADANEYA	マイヤ・マアダネーヤ
コーヒー	AHWA	アホワ
ティー	SHAY	シャーイ

【数字】

0	ZIRO 又は SEFR	ズィロ又はセフル
1	WAHED	ワーヘド
2	ETNAIN	イトニーン
3	TALATA	タラータ
4	ARBAAA	アルバア
5	KHAMSA	ハムサ
6	SETTA	セッタ
7	SABAA	サバア
8	TAMANYA	タマーニヤ
9	TISAA	ティスア
10	ASHARA	アシャラ

安全対策の資料

大使館ではホームページで各種情報を提供しています。また、外務省では、海外安全ホームページ内で安全対策のため以下の資料を公開していますので、ダウンロードして是非ご活用下さい。

◎在エジプト日本国大使館ホームページ

<http://www.eg.emb-japan.go.jp>

◎外務省海外安全ホームページ

<http://www.anzen.mofa.go.jp>

<http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph.html>

- ・「海外安全虎の巻」
- ・「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策Q & A」
- ・「海外における脅迫・誘拐対策Q & A」
- ・「海外旅行のテロ・誘拐対策」
- ・「海外へ進出する日本人・企業のためのCBRNテロ対策Q & A」